

海外の主な制度及び事例の概要について

※調査対象国：伝統的な立憲君主国及び君主を象徴と位置付けている国計14か国を調査し、参考となる制度や事例のあった11か国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国（以下、「英国」という。）、オランダ王国、カタール国、クウェート国、スウェーデン王国、スペイン王国、デンマーク王国、ノルウェー王国、ブータン王国、ベルギー王国、ヨルダン・ハシェミット王国）について掲載。

※表中の記述は在外公館等の調査による。

退位の事例と根拠法令①

○退位については、憲法に規定のある国が多い。

○法令上退位の事由を規定している国は、国王としての役割を果たすことができなくなったことを挙げている国が多い。

①憲法・法律に基づき退位している国

国名	退位した国王・首長 年月日、年齢	法令上の退位事由	退位手続
オランダ王国	ベアトリックス女王 2013年4月30日、75歳	退位の要件についての一般的な定めはない。 注：憲法第27条は「国王が退位した場合」 に王位継承が行われると規定。 「国王が法律による承認を得ないで婚姻をした場 合」は退位したものとみなされる。（憲法第28条）	「王位継承は憲法の条文が定める規則に従って行わ れる」（憲法第27条）
クウェート国	シェイク・サアド・アブダッ ラー・サーリム・サバーハ首長 2006年1月24日、75歳又は76歳	「責任ある実行者に備わる必要のある条件の一つを 欠く場合」 「権能遂行に対する健康上の能力を欠く場合」 （クウェートの首長位継承に関する1964年法律第4 号第3条）	「首相は、この確定後、特別秘密会議での検討のた め国会に事案を提示しなければならない。この条件 若しくは能力の欠如が国会に対して決定的に確定し た場合、構成する議員の3分の2の多数を以て一時 的な皇太子への首長権能遂行の移行若しくはこれへ の最終的な国家元首位の移行を決定する。」 （クウェートの首長位継承に関する1964年法律第4 号第3条）
ヨルダン ・ハシェミット 王国	タラール1世国王 1952年8月11日、43歳	「国王が精神病を患い権限行使が能わなくなった場 合」（憲法第28条（m））	「閣僚会議はその状況を確認次第、ただちに国民議 会を招集する。右精神病が明らかに確認された場合、 国民議会は、決議によって国王を退位させ、憲法内 容に基づいて王位の継承を行う。」（憲法第28条 （m））

②特別法によって退位している国

国名	退位した国王・首長 年月日、年齢	特別法の内容
英国	エドワード8世国王 1936年12月11日、42歳	「現国王陛下により作成され、この法律の附則にも付した退位宣言書は、この法律に国王が裁 可した後直ちにその効力を発する。」（退位宣言への効力付与等のための法律第1条）
スペイン王国	フアン・カルロス1世国王 2014年6月19日、76歳	「この組織法の発効により、退位は実行され、憲法で定める順序に従い、自動的にスペイン王 位の継承が行われる。」（ブルボン家フアン・カルロス一世国王陛下の退位につき定める組織 法） ※憲法に特別法の根拠あり（「退位及び王位放棄、並びに王位継承順序につき生じる事実上ま たは法的な疑義は、組織法によりこれを解決するものとする。」（憲法第57条第5項））

退位の事例と根拠法令②

③憲法・法律の規定を根拠としないで退位している国

国名	退位した国王・首長、年月日、年齢	法令上の退位事由	退位手続
カタール国	ハマド・ビン・ハリール・ファール・サーニー首長 2013年6月25日、61歳	「首長としての機能を果たすことが完全に不可能になった場合」(カタール恒久基本法(憲法に相当)第15条) ※退位規定があるがそれに基づかず退位。	「首長の崩御、もしくは首長としての機能を果たすことが完全に不可能になった場合、首長評議会(Council of Ruling Family)が首長の座位が空席になったことを決定する。その後、閣僚評議会と諮問評議会が秘密合同会議を開催し、首長の空位を宣言するとともに、皇太子が首長となることを宣言する。」(カタール恒久基本法(憲法に相当)第15条)
ブータン王国	ジグメ・シンゲ・ワンチュク国王 2006年12月14日、51歳	「65歳に達した場合」(憲法第2条6項) 「意図的な憲法違反を犯した場合」 「恒久的な精神障害」(憲法第2条20項) ※成文憲法の制定は現国王陛下の即位後であり、第4代国王は自らの意思で退位。	「議会(両院合同会議)において国王に対する退位動議が採択され、国民投票で承認された場合、退位しなければならない。」(憲法第2条20項)
ベルギー王国	レオポルド3世国王 1951年7月16日、49歳 アルベール2世国王 2013年7月21日、79歳	—	—

④憲法・法律上退位は認められているが事例がない国

国名	退位した国王・首長、年月日、年齢	法令上の退位事由	退位手続
スウェーデン王国	—	「連続して6か月の間、その任務を遂行しなかった場合又は遂行できなかった場合」(統治法(憲法に相当)第5章第6条)	「政府は、議会に報告しなければならない。議会は、国王又は女王が退位したものとみなすべきか否かを議決する。」(統治法(憲法に相当)第5章第6条)
デンマーク王国	—	退位の要件についての一般的な定めはない。 注：王位継承法第6条は「第2～5条(注：国王が死去した場合の王位継承順に係る規定)は、国王もしくは女王が退位した場合にも適用される。」と規定。	—
ノルウェー王国	—	「国会の同意なしに、一度に6か月以上国外滞在した場合」(憲法第11条)	—

実際の退位の理由（対外発表等）

○実際の退位理由としては、高齢や健康上の理由又は円滑な王位継承（皇太子が王位継承の準備ができており、退位が安定的な王位継承に資すること等）を挙げる国が多い。

国名	高齢・健康	円滑な継承	その他	退位の理由（対外発表等）
英国			○	エドワード8世国王は、国王の責務が今の自分には荷が重すぎ、これを満足に果たすことができず、自らの意思で退位する不退転の決意を説明。ボールドウィン首相（当時）は英議会において、エドワード8世国王が、米国女性ウォリス・シンプソン氏と結婚するため、 <u>自らの意思で退位</u> を決めた旨補足説明（1936年12月10日）。
スペイン王国	○	○		<u>高齢（76歳）であること、皇太子が王位継承の準備ができており、退位は安定的な王位継承に資すること</u> （ファン・カルロス一世前国王陛下の退位のための特別法である組織法に明記）。
オランダ王国	○	○		<u>2013年には75歳となること、及び同年がオランダ王国成立200年という記念の年であるという2つの特別な出来事が重なったことが、既に何年も検討した退位を決意する契機。職務が重すぎるために退位するのではなく、オランダの国に対する責任は、今や新たな世代の手に委ねられなければならないと確信。ウィレム・アレキサンダー皇太子及びマキシマ皇太子妃は彼らの将来の職務について十分準備が出来ている。</u>
クウェート国	○			2006年1月22日付の閣議の文書にシェイク・サアド・アブダッラー・サーリム・サバーハ首長が <u>健康上の能力を失っている</u> 旨記述されている。
ヨルダン・ハシェミット王国	○			<u>病気のためこれ以上の執務は不可</u> と議会在が判断。
カタール国		○		「我々の国家の歴史の新たなページをめくる時がきた。強力な潜在性と創造的思慮とともに、 <u>新しい世代が進んで責任を担おうとしている。</u> 」 (ハマド前首長の退位する際の発言)
ブータン王国		○		(2008年には初の総選挙が行われ、憲法が成立し、立憲君主制に移行するので) 国王は、最高の能力を以て国に仕えるために、 <u>可能な限り多くの経験を積むことが必要かつ重要であるため</u> 2008年以前に皇太子に王位を譲位する。 (2005年12月7日のナショナル・デー演説において第4代国王が表明)
ベルギー王国			○	レオポルド3世国王：（王権回復の可否を巡って支持派・反対派間で分裂が生じ、） <u>国家の統一性を守るため</u> 、自発的に退位を決意（王宮府HP）
	○	○		アルベール2世国王： <u>年齢と健康の問題により自らの思うように職務を遂行できないこと、皇太子が王位継承の準備ができており、次世代にバトンを引き継ぐべき時期が来た</u> と判断したことから、自由意思による退位の意向を表明（2013年7月3日、アルベール2世国王によるテレビ演説）

退位後の称号及び御活動等

○スペイン王国、ヨルダン・ハシェミット王国、ブータン王国、ベルギー王国は、名誉的に退位前の国王の称号を使用し続けている。また、オランダ王国では国王即位前の称号（王女、王子）を使用している。英国、カタール国は、新たな称号が付与されている。

国名	退位後の称号	退位後の御活動等
英国	ウィンザー公爵 (the Duke of Windsor)	左記称号と一定額の年金を付与。バハマ総督（1940年8月18日～1945年3月16日）に任命。
スペイン王国	フアン・カルロス国王 (Rey Don Juan Carlos)	軍の行事や文化関係の表彰式等各種栄転式典に御参加、要人の葬儀御参列や（主に中南米諸国の）元首就任式に御出席等。
オランダ王国	ベアトリックス王女 (Princess Beatrix)	現王族として公務。各種行事（授賞式、表彰式、展覧会のオープニングなど）にお出まし。
ヨルダン・ハシェミット王国	国王 (King)	公的活動はなし。1972年に崩御するまでトルコで療養生活。
カタール国	国父 (Father Emir)	時折外交団の接受等国事行為に該当するとみられることを実施。現首長とともに各国の要人を接遇。
ブータン王国	第4代国王 (The Fourth Druk Gyalpo)	外国賓客との公式な面談は行っていない。6月の「花の博覧会」には、他の王族と共に参加。
ベルギー王国	レオポルド3世国王 (Roi Leopold III) アルベール2世国王 (Roi Albert II)	自然科学研究及び探検旅行に多くの時間を費やす。 王室関連の恒例行事に時折出席。

代理の事由と事例

- 11か国全てにおいて国王・首長の権限を代理する制度があり、大半が摂政と臨時代行を区別していない。
- 代理の原因は、国王・首長が未成年者の場合、不在の場合、職務遂行ができない場合を規定する国が多い。
- 代理する者の権限については、全ての国が基本的に国王・首長の権限と同じ又は準じたものとなっている。

国名	未成年	不在、不能	空位	主な設置事例（20世紀以降）
	○：規定あり　－：規定なし			
英国	○	○	－	エリザベス2世女王を、海外公務に伴う不在を理由に、エディンバラ公（配偶者）、チャールズ皇太子（長男）、ケンブリッジ公ウィリアム王子（孫）、ハリー王子（孫）及びヨーク公アンドリュー王子（次男）が代理。
オランダ王国	○	○	○	ウィルヘルミナ女王を、健康状態がすぐれなかったことを理由に、ユリアナ王女（王位継承第1位）が代理。
カタール国	－	○	－	－
クウェート国	－	○	－	－
スウェーデン王国	○	○	○	カール16世グスタフ国王を、ドイツへの私的旅行による不在を理由に、インゲムンド・ベンクトソン国会議長が代理。
スペイン王国	○	○	－	－
デンマーク王国	○	○	－	マルグレーテ2世女王を、国外におり不在であることを理由に、フレデリック皇太子が代理。
ノルウェー王国	○	○	○	ハラルド5世国王を、国王の病気を理由に、ホーコン皇太子が代理。
ブータン王国	○	○	－	－
ベルギー王国	○	○	○	レオポルド3世国王を、第二次世界大戦中に独に強制移送され、不在であったことを理由に、シャルル王子（国王の弟）が代理。
ヨルダン・ハシェミット王国	○	○	－	アブドゥラー2世・イブン・アル・フセイン国王を、ポーランドへの実務訪問に際する不在を理由に、ファイサル・イブン・アル・フセイン王子（国王の弟）が代理。